

# ハートフルリハビリセンター運営規程

## 1. 運営規程の概要

事業の目的	利用者が可能な限りその居宅において、その有する身体的・精神的能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにサービスを提供することを目的とします。
運営の方針	利用者の要介護度状態の軽減若しくは、悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。また、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。
営業日時	月曜日から金曜日（ただし、12月30日から1月3日までを除く） 午前8時半から午後5時
利用料金	<p>(ア) 法定代理受領サービスに該当する指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）を提供した際の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（告示上の額）から当事業所に支払われる保険給付の額を控除して得られた額の支払を受けます。</p> <p>(イ) (ア)の支払の利用料の他、下記金額をご利用に応じ、お支払いいただきます。</p> <p>① 食事の提供に要する費用： 610円</p> <p>② おむつ代（1枚）： 160円</p> <p>③ 日常生活費・教養娯楽費： 120円</p>
通常の事業の実施地域	大阪市北区・都島区・旭区・中央区
サービス提供方法	当事業者の医師等の従業者が、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、有する能力、課題等を評価し、利用者、家族の希望を踏まえ、指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）計画を作成します。その計画に基づきサービスを提供します。

## 2. 通所リハビリテーション従業者の勤務体制

管理者（医師）兼 専任医師	常勤1名
理学療法士、作業療法士又は看護師（准看護師）又は介護職員	4名以上
管理栄養士	非常勤1名
事務職員	1名以上

## 3. 事故発生時の対応

利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
---

## 4. 苦情申立の窓口

事業者の窓口 担当： 中岡孝太	06-6351-3511 （受付時間：平日9:30～17:00）
市町村（保険者）の窓口 介護保険担当	<p>北 区： 06-6313-9859</p> <p>都島区： 06-6882-9859</p> <p>旭 区： 06-6957-9859</p> <p>中央区： 06-6267-9859</p>
大阪府国民健康保険団体連合会	06-6949-5418

5. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	無
-------	---

6. 秘密保持と個人情報の保護

利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

上記内容を含め、重要事項説明書をハートフルリハビリセンターに設置しておりますので、ご自由にご覧下さい。